

## 平成30年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

- 平成30年度の労働保険 年度更新の申告・納付期間は、6月1日（金）から7月10日（火）までとなります。申告の際は、年度更新申告書受理相談会をご利用ください。
- 平成30年4月1日より労災保険率が改定されました。  
労災保険率は3年に1度（前は平成27年4月）、労働災害の発生状況を勘案し改定されますが、全業種54のうち、料率が上がる業種は3、下がる業種は20となります。  
なお、料率の詳細については、下記 問い合わせ先まで照会願います。
- 雇用保険率は平成29年度と同率となります。
- 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。

### 参考

#### 『納付日』

納 期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

(問い合わせ先)

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

〒310-8511 水戸市宮町1丁目8番31号

TEL 029-224-6213

(HP) <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、各 労働基準監督署・各 公共職業安定所

# 安心して働きたい



申告と納付はお早めに

## 労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

平成30年度

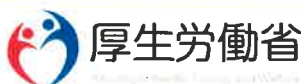
6月1日(金) ▶ 7月10日(火)

- 申告書は5月末頃に送付する予定です
- 電子申請を是非ご利用ください
- 口座振替による納付が便利です

厚生労働省 年度更新お知らせページ

年度更新

検索



厚生労働省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・  
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会